

**新潟県条例第9号**

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(新潟県監査委員条例の一部改正)

**第1条** 新潟県監査委員条例(昭和39年新潟県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動条」という。)に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動後条」という。)が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には当該移動条(以下この条において「削除条」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条の表示及び削除条を除く。以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条の表示を除く。)に改める。

改正後	改正前
(職員の賠償責任に対する監査又は審査) <b>第5条</b> 法第243条の2の8第3項の規定により、知事から監査の要求があつたときは、監査委員は、7日以内に監査に着手しなければならない。 2 法第243条の2の8第8項の規定による意見を求められたときは、監査委員は、20日以内にこれを審査し、意見を付けて知事に回付しなければならない。	(職員の賠償責任に対する監査又は審査) <b>第5条</b> 法第243条の2の2第3項の規定により、知事から監査の要求があつたときは、監査委員は、7日以内に監査に着手しなければならない。 2 法第243条の2の2第8項の規定による意見を求められたときは、監査委員は、20日以内にこれを審査し、意見を付けて知事に回付しなければならない。  ( <u>会計管理者の行う指定金融機関等の検査期日の通知</u> ) <b>第6条</b> 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第168条の4第1項の規定により、 <u>会計管理者が指定金融機関等について、公金の出納又は支払の事務及び公金の預金の状況を検査するときは、あらかじめその期日を監査委員に通知するものとする。</u>
<b>第6条</b> (略)	<b>第7条</b> (略)
<b>第7条</b> (略)	<b>第8条</b> (略)
<b>第8条</b> (略)	<b>第9条</b> (略)

(新潟県電気事業、工業用水道事業及び工業用地造成事業の設置等に関する条例の一部改正)

**第2条** 新潟県電気事業、工業用水道事業及び工業用地造成事業の設置等に関する条例(昭和41年新潟県条例第64号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(議会の同意を要する賠償責任の免除) <b>第5条</b> 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により、各事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) <b>第5条</b> 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定により、各事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。

(新潟県病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

**第3条** 新潟県病院事業の設置等に関する条例(昭和41年新潟県条例第65号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(議会の同意を要する賠償責任の免除)	(議会の同意を要する賠償責任の免除)

**第8条** 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の8第8項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円を超える場合とする。

**第8条** 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の2第8項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円を超える場合とする。

（新潟県新潟東港臨海用地造成事業の設置等に関する条例の一部改正）

**第4条** 新潟県新潟東港臨海用地造成事業の設置等に関する条例（昭和45年新潟県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
（議会の同意を要する賠償責任の免除） <b>第4条</b> 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の8第8項</u> の規定により、用地造成事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。	（議会の同意を要する賠償責任の免除） <b>第4条</b> 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の2第8項</u> の規定により、用地造成事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。

（新潟県基幹病院事業の設置等に関する条例の一部改正）

**第5条** 新潟県基幹病院事業の設置等に関する条例（平成21年新潟県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
（議会の同意を要する賠償責任の免除） <b>第5条</b> 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の8第8項</u> の規定により基幹病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円を超える場合とする。	（議会の同意を要する賠償責任の免除） <b>第5条</b> 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の2第8項</u> の規定により基幹病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円を超える場合とする。

（予算の執行に関する知事の調査等の対象となる法人を定める条例の一部改正）

**第6条** 予算の執行に関する知事の調査等の対象となる法人を定める条例（平成24年新潟県条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項を削る。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
<b>附 則</b> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>	<b>附 則</b> <u>（施行期日）</u> 1 <u>この条例は、公布の日から施行する。</u> <u>（経過措置）</u> 2 <u>第2条及び第3条の規定は、これらの規定に規定する一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社のこの条例の施行の日前の直近に終了した事業年度（以下「直近の事業年度」という。）以後の事業年度に係る地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定による同項の書類（直近の事業年度に係るものについては、令第173条第1項に規定するものうち、決算に関するものに限る。）の作成及び議会への提出について適用する。</u>

（新潟県流域下水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

第7条 新潟県流域下水道事業の設置等に関する条例（令和元年新潟県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p><b>第5条</b> 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の8第8項</u>の規定により流域下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p><b>第5条</b> 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の2第8項</u>の規定により流域下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。</p>

(知事等の損害賠償責任の限度額に関する条例の一部改正)

第8条 知事等の損害賠償責任の限度額に関する条例（令和2年新潟県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）<u>第243条の2の7第1項</u>及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）<u>第173条の4第1項</u>の規定に基づき、知事若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（<u>法第243条の2の8第3項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「知事等」という。）の県に対する損害を賠償する責任（以下「損害賠償責任」という。）の一部免責に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(知事等の損害賠償責任の限度額)</p> <p><b>第2条</b> 知事等の損害賠償責任は、知事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、当該損害賠償責任を負う額から、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を控除して得た額について免れるものとする。</p> <p>(1) 知事 地方警務官（警察法（昭和29年法律第162号）第56条第1項に規定する地方警務官をいう。以下同じ。）以外の知事等の基準給与年額（政令第173条の4第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。以下同じ。）に6を乗じて得た額</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) 警察本部長 地方警務官の基準給与年額（政令第173条の4第1項第2号に規定する地方警務官の基準給与年額をいう。以下同じ。）に2を乗じて得た額</p> <p>(6) (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）<u>第243条の2第1項</u>及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）<u>第173条第1項</u>の規定に基づき、知事若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（<u>法第243条の2の2第3項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「知事等」という。）の県に対する損害を賠償する責任（以下「損害賠償責任」という。）の一部免責に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(知事等の損害賠償責任の限度額)</p> <p><b>第2条</b> 知事等の損害賠償責任は、知事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、当該損害賠償責任を負う額から、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を控除して得た額について免れるものとする。</p> <p>(1) 知事 地方警務官（警察法（昭和29年法律第162号）第56条第1項に規定する地方警務官をいう。以下同じ。）以外の知事等の基準給与年額（政令第173条第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。以下同じ。）に6を乗じて得た額</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) 警察本部長 地方警務官の基準給与年額（政令第173条第1項第2号に規定する地方警務官の基準給与年額をいう。以下同じ。）に2を乗じて得た額</p> <p>(6) (略)</p>

(昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の廃止)

第9条 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例（平成元年新潟県条例第4号）は、廃止する。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に第9条の規定による廃止前の昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例（以下この項において「旧条例」という。）第2条第1項の規定により懲戒を免除され、又は旧条例第3条の規定により債務を免除された者に係る懲戒の免除又は債務の免除については、旧条例の規定は、なおその効力を有する。